

## ●香川県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年2月4日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺池田線（5号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市山本町財田西字松ノ木 385番1地先から 三豊市山本町財田西字河内川 西609番1地先まで	11.7~43.2	407	平成20年香川県告示第461号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和4年2月4日